

霧島市クリーンセンター
第2工場ごみピット等清掃業務委託

発注仕様書

令和8年10月

霧島市
(市民環境部環境衛生課)

第1章 総則

1 適用範囲及び目的

本仕様書は、霧島市（以下「本市」という。）が発注する霧島市クリーンセンター第2工場（以下「当該施設」という。）のごみピットの清掃業務（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、令和8年2月末をもって稼働を停止した当該施設の解体が行われるまでの間、施設を適正に管理し、周辺環境の保全及び安全衛生管理の維持確保のため、ごみピット内の残留廃棄物の除去及び清掃等を行うことを目的とする。

2 委託業務名

霧島市クリーンセンター第2工場ごみピット清掃業務

3 場所

霧島市クリーンセンター第2工場

霧島市国分敷根 2256 番地 2

4 委託期間

契約日から令和9年2月28日まで

5 対象施設及び設備の概要

施設名称 霧島市クリーンセンター第2工場（旧敷根清掃センター）

建築面積 鉄骨鉄筋コンクリート、鉄骨造一部地下2階地上8階建

延床面積 6,363.13 m²（管理エリア含む）

対象設備 ごみピット（12m×25m）・ごみ汚水槽 1槽

6 委託内容

- (1) ごみピット内残留廃棄物の除去及び清掃
- (2) ごみ汚水槽の清掃

7 情報の管理について

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。

8 協議事項

受託者は、本仕様書に定めのないもので業務上必要と思われるものについては、本市と協議のうえ速やかに決定し行うものとする。

9 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、以下に掲げるものと、その他関係法令、条例、指針、要綱等の最新のものを遵守しなければならない。

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・消防法
- ・電気事業法
- ・その他関係法令、条例、指針、要綱

第2章 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項を定めるものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な業務及びその費用並びに業務の性質上、当然必要とされる全ての業務及びその費用については、受注者が全て負担しなければならない。

2 発注者の負担範囲

電気使用料及び水道使用料は、発注者である本市の負担とするが、必要最小限の使用とすること。

また、本業務の実施に伴う資材置場や車両の駐車場は無償貸与するが事前に本市と協議を行い、了承を得た上で対応すること。

3 有資格者等の配置

受注者は、本業務の履行に必要な範囲で、有資格者を配置すること。

ただし、配置に際しては事前に本市監督員の許可を得ること。

4 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査及び検討等は、原則として受注者が行うものとする。

ただし、本市が所有し、本業務に利用可能な資料については、本市が認める範囲で受注者に貸与することができる。

5 提出書類

受注者は、本業務の履行にあたり、本市委託契約関係書類を提出しなければならない。
なお、提出後に変更が生じた場合は、速やかに変更を加えた資料を提出すること。

6 成果品の検査、納品及び委託料の支払

業務終了後は、速やかに報告書をA4版、2部提出すること。

第3章 業務内容

1 共通事項

- (1) 作業にあたっての共通事項として、安全かつ適切に作業をするための足場組立及び解体撤去費、安全装置設置費、緊急救助用安全用具設置費、重機使用料、安全対策費、消耗機材費、養生費、廃棄物処理費等を受注者が適切に見込み、費用を負担すること。
- (2) 設備・機器の清掃にあたっては、高圧洗浄、防臭剤・防虫剤等を使用して臭気及び害虫の発生を抑制すること。

なお、各廃棄物については、飛散や燻り等による事故発生を防ぐため、その性状に応じてフレコンバック、ドラム缶等を適切に選択し、安全に保管すること。

洗浄に使用した水等についても適切な処理を行い、飛散・流出等の無いよう手だてを講じること。

- (3) 施工にあたり、資格者の配置が必要な場合については、受注者が選任、配置すること。（クレーンを使用して作業する場合のクレーン運転士等。）

2 残留廃棄物の除去・清掃及び養生に関する事項

- (1) ごみピット内残留廃棄物の除去及び清掃

ア. ごみピット大きさ

縦 25m、横 12m、高さ 12m（プラットホームまで）

イ. ごみピット内の残留廃棄物の抜取り及び清掃を行う。

想定残量は、約 300～600 m³を想定。

ウ. ごみの仮置き等は可能だが、臭気や汚水等、周辺環境に影響のないよう適切に管理すること。

エ. 残留廃棄物は、霧島市クリーンセンター第1工場へ搬入すること。また、搬入の際は第1工場の稼働に支障をきたさないよう、必要に応じて破碎、異物除去、あるいは投入量の調整（分散搬入等）を行うこと。

オ. プラットホームでは不燃ごみの選別作業等を行っているため、作業に伴う車両の待機や資機材の配置にあたっては、一般車両や選別作業の妨げにならないよう適切に誘導・管理し、安全かつ円滑な業務遂行に努めること。

(2) ごみ汚水槽の清掃

ア. ごみ汚水槽

縦 6.5m、横 6.0m、高さ 3.75m（地下）

イ. バキューム車により回収し、霧島市クリーンセンター第 1 工場に搬入すること。また、搬入の際は第 1 工場の稼働に支障をきたさないよう、必要に投入量の調整（分散搬入等）を行うこと。

ウ. 高圧洗浄機にて、床面及び側壁（床面より立ち上り約 2m の範囲）その他必要に応じて洗浄し消毒消臭等を行うこと。

第 4 章 その他事項

1 安全管理

(1) 受注者は、本業務の遂行にあたり、安全に特に留意するものとし、万が一、事故が発生した場合には、適切に措置を講ずるとともに、その原因、処理経過等を速やかに本市監督員に報告しなければならない。

(2) 作業中に仕様書に想定されていない危険物や著しい有害物等を発見した場合は、直ちに作業を中断し、発注者に報告してその指示に従うこと

(3) 施設場内の安全確保及び施設運営に支障をきたさないよう、十分に調整を図り、措置を講じること。

2 その他

残留廃棄物の容量については、第 3 章 2 (1) イ. を基本とし、残留廃棄物の性状等による増減は範囲内とする。